

令和元年度 事業報告書

1. 概況

近年、経済のグローバル化は着実に進んでいる。令和2年1月には日米貿易協定・日米デジタル貿易協定が発効し、平成31年2月に発効した日・EU経済連携協定については、発効済みの経済連携協定の中で最も利用されているとのことである。今後も、RCEP締結に向けた動きなど、経済連携深化やメガFTAの創設に向けた動きが活発化していくものと思われる。また、デジタル化の波は近年加速しており、貿易のみならず様々な分野で変革を促している。このような状況の中で、国際貿易取引等に係る各種手続の簡素化、電子化の推進は重要であり、国境を越えた電子データ交換のためのインフラ整備が進んでいる。

国際貿易の安全確保を図りつつ貿易の円滑化を推進するとともに、急速なデジタル化の波に対応するためには、IT技術を活用した貿易関係手続の電子化、各国間の貿易関連電子データ交換、並びにその基盤となる国際標準導入をさらに進めていく必要があり、当協会が参画する、国連欧州経済委員会（UNECE）に設置された国連CEFACT¹（貿易円滑化と電子ビジネスのための国連センター）における国際標準化活動は、その重要性を増している。

当協会は、昭和49年の創設以来、国連CEFACTの我が国唯一の窓口機関として、また、AFACT²の創設メンバーとして、国内外における貿易関係手続に関する国際標準化活動へ積極的に参画するとともに、我が国をはじめとする世界各国の貿易取引を巡る新たな制度等にかかる調査研究活動及び「日本輸出入者標準コード³」にかかる維持・管理業務を行ってきているところであるが、令和元年度に計画した各種事業についても、関係団体等のご協力を得て実施することができた。

¹ 国連CEFACTは、国連ECE/WP.4（貿易手続簡素化作業部会）が平成9年3月に発展的に改組されたもので、現在の正式名称は、The United Nations Centre for Trade Facilitation and Electronic Business（貿易円滑化と電子ビジネスのための国連センター）という。改組当初は、『行政、商業、運輸に関する手続及び実務簡素化センター』（Centre for the Facilitation of Procedures and Practices in Administration, Commerce and Transport）と呼んでいたが、平成12年3月、略号のUN/CEFACTはそのまま、その名称のみが変更されている。

² AFACTは、Asia Pacific Council for Trade Facilitation and Electronic Business（貿易円滑化と電子ビジネスのためのアジア太平洋協議会）といい、従来の「アジアEDIFACTボード（ASEB）」が、平成11年9月の第17回ソウル会議において発展的に改組され、AFACTの略称はそのまま太平洋地域を加え、国連CEFACTが開発した国際標準等の普及を図るため、非営利、非政治的な団体として活動している。

³ 日本輸出入者標準コードは、昭和43年、日本船主協会がコンテナ化に対応するため開発した輸出入者符号表（いわゆる「船協コード」）が前身であり、昭和58年から当協会が保守・管理を行っている。

2. 事業計画等の承認

令和元年度（2019年度）事業計画及び収支予算については、平成31年3月6日（水）に開催された第19回理事会において決議され、その後平成31年3月26日（火）に開催された第14回評議員会において承認された。

3. 事業別活動

（1）広報等普及事業

令和元年度の広報等普及事業については、その具体的事業をイ. 広報普及事業、ロ. 制度・電子化調査研究事業、及びハ. 国際機関との連携推進事業に区分し、それぞれの事業を以下のとおり実施した。

イ. 広報普及事業

- ① 国連CEFACTが推進する貿易関係手続の電子化及び電子商取引のための国際標準化の動向、各種勧告、我が国及び諸外国の法令、手続き、政策の動向等の情報を収集し、当協会が発行する広報誌（「月刊 JASTPRO」、月1回発行）及びホームページ上に編集・掲載するとともに、当協会の賛助会員及びこれらの動向等に関心を有する関係団体・機関、企業等に幅広く配布した。また、当協会の窓口での閲覧等を可能とするとともに、希望者に対して無償で配布した。
- ② 令和元年度から賛助会員への業務支援として、業務2部で取り扱う調査研究事業のうち、特に原産地規則及び同手続分野において電話・メールでの個別照会及び年1回程度の社内セミナー・相談を要請ベースで実施した。
- ③ 財務省税関研修所での税関職員を対象とした専門研修（約30名が参加）、（公財）日本関税協会が主催するメガEPA原産地セミナー（10回、319名が参加）、日本計量機器工業連合会主催の講演（13名が参加）等に、それぞれの要請に基づき講師を派遣し、メガEPAの発効と特恵貿易実務（原産地規則）及び原産地手続、貿易関係手続の簡素化・電子化等に関する説明を行った。

ロ. 制度・電子化調査研究事業

令和元年度においては、制度・電子化調査研究事業として以下の事業を実施した。

① 経済連携協定の利活用促進のための調査とその情報提供（原産地手続等）

米国を除いた11か国によるいわゆるTPP11が平成30年12月30日に発効し、日・EU経済連携協定についても平成31年2月1日に発効し、我が国はこれまで

17の国・地域と経済連携協定を実施してきた。（なお、これに加え、令和2年1月に新たに日米貿易協定・日米デジタル貿易協定が発効したところである。）。

貿易に関して経済連携協定のメリットを最大限享受するためには、当該協定の内容を輸出入者等に対する確に周知し、輸出入者自らがその実効性を担保していくことが重要である。協定ごとに定められている原産品として認められるための要件及び特惠待遇を受けるための手続き等について、専門家等による輸出入者等への丁寧な説明が必要となる。国連 CEFACT の場においてもこれまで原産地証明書の電子化等が議論される中、令和元年度においても、原産地規則等に関する輸出入者等への啓蒙・普及に向けた調査研究を行い、原産地規則及び原産地手続に関し、当協会のホームページへの論文（『検証 WTO 非特惠原産地規則調和作業』を平成28年12月から長期連載）、エッセイの掲載、セミナーの開催等を実施し、関係業界等へ情報発信を行った。

また、令和2年2月に、駐日欧州連合（EU）代表部、（公財）日本関税協会、（一社）日本通関業連合会と共催で、EU委員会租税・関税同盟総局担当課長と財務省関税局担当室長を講演者とする日EU・EPA発効1周年記念セミナーを東京と大阪で開催した。なお、その際に配布した資料を共催各団体のウェブサイト上で公開し、セミナーに参加できなかった貿易事業者が閲覧できるように配慮した。

② インドを中心とした南・南西アジアにおける貿易取引等の電子化に係る調査

当協会はこれまで、我が国との関係が深いアジア地域を中心とした貿易取引等の電子化に関する調査（平成24年度、平成26年度）を始め、アフリカにおける貿易取引等の電子化及び経済共同体に関する調査（平成27年度、平成28年度）、中南米・カリブ諸国における貿易取引等の電子化に関する調査（平成29年度）を行ってきたが、令和元年度においては、近年発展が著しいインドを中心とした南・南西アジアにおける貿易取引等の電子化の状況等について調査を行った。

具体的には、インド、パキスタン、バングラデシュ、スリランカ、ネパール、モルディブ、ブータン、トルコ、イラン、アフガニスタンの10か国について、シングル・ウィンドウあるいはこれに類するシステム及びその使用環境について調査するとともに、同地域の地域経済共同体における関係国間の相互連携の現況について調査を行い、報告書にまとめ、関係業界等に情報発信を行った。

③ 国連 CEFACT 日本委員会の活動に対する支援

国連 CEFACT 日本委員会 (JEC⁴) は、我が国において国連 CEFACT が開発する勧告や標準の普及・促進活動を支援するための組織として平成2年に関係業界団体、企業等により設立された (当協会が事務局)。

国連 CEFACT 日本委員会は、総会を令和元年7月に、運営委員会を令和元年6月にそれぞれ開催した。なお、運営委員会とその下部組織である「国連 CEFACT 標準促進委員会」を令和2年3月に開催する予定であったが、新型コロナウイルスの影響で開催を中止し、各委員にメール会議での審議をお願いした。当協会はその事務局として、国連 CEFACT 総会への対応の協議、国連 CEFACT が進める国際標準化に向けたプロジェクトや勧告 (勧告第16号「国連 LOCODE」改定案) 等に関する我が国関係業界の意見の集約等を実施するなど、所要の支援を行った。

なお、JEC の下には、他の団体が事務局を務める「国連 CEFACT 観光部会」及び「サプライチェーン情報基盤研究会」が設置され、作業部会として活動している。当協会はそれぞれの活動が有効に機能するよう、各部会等が開催する委員会に可能な限り参画した。

ハ. 国際機関との連携推進事業

令和元年度においては、国連 CEFACT はもとより、我が国の貿易相手国としてのウエイトが高いアジア太平洋地域の各国が加盟する AFACT 会合等、以下の会合へ参加し、その概要を要約の上、当協会の広報誌やホームページに掲載するとともに、賛助会員をはじめ、関係団体・機関、企業等に幅広く情報提供に努めた。

① 国連 CEFACT 総会等への参加

国連 CEFACT の総会は、年1回、ジュネーブにて開催され、また同フォーラム会議は、春季と秋季の年2回開催 (ジュネーブ等) されている。

令和元年度の総会及びフォーラムは、以下のとおり開催され、それぞれの会合に専門家等を派遣し、国際標準の策定に向けた各種プロジェクトの進捗状況等に関する情報を収集した。

【第25回国連 CEFACT 総会 (ジュネーブ・スイス)】

: 平成31年4月8日 (月) ~4月9日 (火)

《トピック》

- 国連 CEFACT ビューロの議長選出

⁴ JEC (UN/CEFACT Japan Committee) : 平成19年6月25日開催の EDIFACT 日本委員会 (JEC) 総会において、JEC の略称はそのままとし、フルネームを国連 CEFACT 日本委員会に改称するとともに規約の一部改正を行い現在に至っている。

- 国連 CEFACT2019 からの活動計画案の承認
- アジア・太平洋地区、アフリカ地区ラポータの活動報告

【第 33 回国連 CEFACT フォーラム (ジュネーブ・スイス)】

：平成 31 年 4 月 1 日 (月) ～5 日 (金)

《トピック》

- International Trade Procedures Plenary の開催 (参加業者同士の貿易に関する情報交換、データ提供を行う企画)
- Internet of Things (IoT)
- 国連/LOCODE プロジェクトでの検討

【第 34 回国連 CEFACT フォーラム (ロンドン・イギリス)】

：令和元年 10 月 28 日 (月) ～11 月 1 日 (金)

《トピック》

- Showcasing of Single Window Use Case (各国の Single Window の活用例の紹介)
- 衣類・履物産業における持続可能なバリューチェーンのための透明性と追跡可能性
- 旅行部会などの分科会開催

② AFACT 会議への参加

当協会は、AFACT の創設メンバーとしてこれまでも AFACT の諸活動に積極的に参画してきた。

AFACT は、毎年度メンバー各国がホスト役を交替により担当し、年 2 回、中間会合 (春季) と総会 (秋季) を開催している。令和元年度はタイがホストとなり、中間会合及び総会がタイで開催された。

会合の概要については、全体の概要はもとより、原産地証明書の電子化や旅行・観光等を検討内容とする「ビジネスドメイン委員会 (BDC)」、サプライチェーン関連標準の開発や最新技術動向への対応を検討内容とする「基礎技術・手法委員会 (TMC)」及び普及啓蒙活動への対応を検討内容とする「コミュニティ支援委員会 (CSC)」での活動概要等を当協会の広報誌へ掲載するとともに、ホームページにも公表し、当協会賛助会員をはじめ関係団体・機関、企業等に幅広く広報した。

【第 37 回 AFACT 中間会合 (バンコック・タイ)】

：令和元年 5 月 21 日 (火) ～24 日 (金)

《トピック》

- AFACT の運営強化についての検討 (StC メンバーの拡充検討、Permanent Secretariat の強化など)
- 各委員会の活動報告

【第 37 回 AFACT 総会 (バンコック・タイ)】

: 令和元年 11 月 18 日 (月) ~21 日 (木)

《トピック》

- AFACT の運営強化についての検討 (StC メンバーの拡充検討、Permanent Secretariat の強化など)
- eASIA コンテストの選考・表彰
- 令和 2 年度の幹事国にマレーシアを選出

③ **APTFF**

国連 ESCAP は、アジア開発銀行との協賛によりアジア太平洋地域の貿易円滑化と電子化を促進するため、平成 21 年以降、APTFF (Asia-Pacific Trade Facilitation Forum: アジア・太平洋貿易円滑化フォーラム) を開催しており、令和元年度はインドで開催された。当協会シニアアドバイザーが、南・南西アジアにおける電子化、シングル・ウィンドウに関する調査を兼ねて会議に参加し、参加報告を報告書及び当協会の広報誌に掲載した。

【第 9 回 APTFF (ニューデリー・インド)】

: 令和元年 9 月 17 日 (火) ~18 日 (水)

《トピック》

- IT を活用した Global Value Chain に対応するために、アジア太平洋各国が貿易円滑化を進めることの重要性が増している。ASEAN Single Window の例でも分かる通り、官と民が相互に協力することが肝要である。
- 地域内の各国にはそれぞれ特性があるが、貿易円滑化による地域の繁栄は各国により享受されるべきである。そのためには調和と持続可能が目標とされなければならない。
- 繁栄の享受は国毎だけではなく、一国の中でも取り残される部分が生じないように然るべき配慮が必要である。特に中小企業への目配りが重要で、Trade Finance の提供などきめ細かく対応されなければならない。

二 その他の事業

① セミナー等開催事業

平成 31 年 2 月に、駐日欧州連合（EU）代表部と共催で、EU 委員会租税・関税同盟総局担当課長と当協会業務二部長を講演者とする日 EU・EPA の原産地手続に関するセミナーを開催したが、日 EU・EPA が発効した直後でもあり、時宜を得たものとなり、定員 250 名の応募が半日で満席となり、座席を増やし 300 名弱の参加を得た。

日 EU・EPA の原産地手続に関するセミナーが好評であったこと、また、関係者の関心も高いことから、令和 2 年 2 月に、駐日欧州連合（EU）代表部、（公財）日本関税協会、（一社）日本通関業連合会と共催で、EU 委員会租税・関税同盟総局担当課長と財務省関税局担当室長を講演者とする日 EU・EPA 発効 1 周年記念セミナーを東京（定員 300 名）と大阪（定員 200 名）で開催した。参加者を 1 社 1 名に絞ったにもかかわらず、ほぼ満席の盛況で、EPA 利用者からの具体的な質問に対し、日 EU 双方の税関当局の担当官から丁寧な回答が得られたことから、参加者からの評価が高いセミナーとなった。

② 技術協力への支援事業

経済のグローバル化が進展し種々の経済連携協定が結ばれる中で、国際貿易関係手続の効率化、簡素化及び電子化は、一国だけで達成することは不可能であり、緊密な国際協力が必要不可欠である。このような状況下において、平成 29 年から JASTPRO に対し、世界各国の税関などで指導的な役割を果たすことが期待される将来のリーダーのために青山学院大学経営学研究科が世界税関機構（World Customs Organization（WCO））のスポンサーシップの下で提供する国際的な修士課程への協力（講師派遣）が継続的に要請されている。技術協力事業への支援・協力は、国際的に貿易関係手続の簡易化を推進し、ひいては途上国における日系企業の貿易活動の促進にも裨益するものであることから、積極的に支援・協力を行った。

③ 受託調査事業

令和元年度については、当協会が実施可能なテーマでの調査事業のオファーがなかったため、受託調査事業は実施しなかった。

（2）日本輸出入者標準コード事業

日本輸出入者標準コード（以下、「JASTPRO コード」という。）は、我が国において輸出入業務を行う当事者を特定する最も基本的なコードであり、NACCS の利用者（税

関、通関業者、船会社、航空会社、倉庫業者、運送業者、銀行等) は、このコードを入力することにより貿易事業者名等を識別して、入出力や各種検索が出来ることとなっている。

平成 29 年 10 月以降、財務省・関税局の方針のもと NACCS の第 6 次更改に併せ、税関への輸出入申告手続きに際してはマイナンバー法⁵に基づく「法人番号」が使用されることとなったが、それ以降においても NACCS を運営している輸出入・港湾関連情報処理センター(株) (NACCS センター) と連携を図りつつ、JASTPRO コード取得者の「法人番号」と「JASTPRO コード」の紐付を行い、法人番号を補完するコードとして、JASTPRO コードの運用を継続していくこととなった。なお、平成 28 年以降 JASTPRO コードと法人番号の紐付を行ってきたところであるが、令和 2 年 3 月末の段階で、約 84,000 社(全法人登録者数の約 97%)について紐付が完了しており、恒常的な輸出入者についてはすでに紐付が終了していると思われ、特段の問題は生じていない。

令和元年度においても、JASTPRO コードの発給及びその保守管理を行うとともに、紐付作業を継続し、税関に対する輸出入申告のみならず、貨物管理、船荷証券の作成、関税等の口座振替、各種帳票類の処理が効率的に行われ、通関手続きの簡素化はもとより、国際物流の迅速化の実現に資するよう更なる利便性の向上に努めた。

以上

⁵ 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 (平成 25 年 5 月 31 日法律第 27 号)